

## 令和3年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

令和3年2月25日（木）午後1時30分、令和3年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、唐澤啓治、長濱一郎、橋本和夫、小川金二、嶋崎三雄、  
田中克博、平野久雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 金子公晃 ・ 事務局 橋爪貴英、金澤知行

### 議事日程

- 第1号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

開会 午後1時25分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。時間より若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。本日も新型コロナウイルスの感染症対策により、必要最低限の人数で開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、先日の青梅の火災につきまして、皆さんご存じだと思うのですが、原因は焚き火によるものだと聞いております。最近、焚き火ではございませんが、畑の野焼きの苦情が多く寄せられておまして、原則野焼きは禁止されておりますが、畑の残渣につきましては肥料や病害虫の駆除ということで、近隣の影響がない場合に限り特例で認められております。特に風が強い日など市民の方々も非常に敏感になっておりますので、十分に気を付けていただきますよう、よろしくお願いいたします。また近隣の畑で農家さんが行っているところを見ましたら、状況を確認していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。また私の方も農業委員会日より、農業振興会日より引き続き周知をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それではただ今から、令和3年あきる野市農業委員会2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい中総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように新型コロナウイルスの緊急事態宣言中ですので、案件のある方と事務局で選定された方、お忙しい中来ていただきまして、ありがとうございます。今、お話がありましたように、非常に乾燥しておまして、青梅を初め、足利でもまだ燃えているようですが、野菜も乾燥していて、うちの方で言いますと、ノラボウなんかは乾燥するとあまり伸びない。寒さもありますが、どちらかと言うと乾燥で伸びないのではないかなと思ひ、せっかく特産で宣伝しても、お客様が来る割には荷が少ないという不都合が出て、他の野菜にも影響を及ぼすのではないかなと思ひ、心配しております。また、収穫した残渣等、そういう物は畑で燃やしていいということなのですが、風が吹くと本当に飛ばされて危ないので、風も最近強いですから、ぜひ火などは嚴重に取り扱っていただきたいと思ひます。また今日は案件が少ないですけれども、皆さまできるだけご協力いただきまして、スムーズに会議が終わりますよう、本日もよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございませんが、今回の総会につきましても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受け、前回と同様に推進委員の方は全員欠席、農業委員の方も担当案件のある委員に加え、事務局で選定した委員と私の出席での開催となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、担当案件のある推進委員につきましては、事前の現地調査はしていただいております。諸報告は以上となります。本日の署名委員は長濱委員と平野委員です。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員9名、推進委員0名の合計9名となります。農業委員

過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和3年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は3ページをご覧ください。22日、午後1時半に事務局と坂本推進委員とともに現地確認をしてみました。

(現地案内図 説明)

下の方にページ番号「3」が書いてある少し上に□□□番の家がございますが、こちらがご本人の住宅です。この住宅の地続きで〇〇〇番、△△△番という2筆が今回の議案の畑でございます。確認の結果、ここは梨を栽培しております、木はもうかなり古いのですが、本人がちょうど裏口で剪定など片付けをしているところで、ほとんどが自家用で使っているようですが、梨畑としては一応きれいに使っているという状況でございました。特に大きな問題はないと思います。よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・番号2 朗読)

以上になります。

(議長) はい。続いて担当の田中克博委員、説明願います。

(田中克博委員) はい。2月22日、月曜日に事務局2人と小川委員と私の4人で、現地調査をしてみました。地図は4ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

南北に3つの畑がございますが、まず一番初めに行ったのが左上の〇〇〇〇番です。こちらは面積が一番大きかったのですが、約●畝ぐらいの所でブロッコリーが栽培されておりました。残りはきれいに耕耘されておりました。一部ナスを引き抜いた残渣等がありましたが、夏にはここに夏野菜が栽培されていたのかなという感じでした。次に見たのは地図の下の方、△△△△-△です。こちらは住宅街の中にあつて、あまり大きくない畑なのですが、すでにトラクターがかけられ、きれいにはなっておりましたが、それまでネギが栽培されていたようで、少し残渣と

言うか、土から出ている所もありましたが、きれいに使われていまして、問題ないと思います。最後に回ったのは地図の上の方、□□□□-□です。こちらは〇〇さんのご自宅がすぐ後ろ、□□□□-〇の家がご自宅で、自宅前の畑になりまして、全面ノラボウが栽培されておりました。こちらもきれいに使っておりました。最後に行った畑では、ちょうど〇〇さん本人も収穫作業をしておりました。〇〇さんは秋川ファーマーズセンターの会員で、最近ではお嫁さんが出荷の方は主にされているようですけれども、常時出荷していただいております。特に問題はないかと思えます。よろしくお願ひいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中克博委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。令和3年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上です。

(議長) はい。続きまして担当の堀江職務代理、説明願ひます。

(堀江職務代理) はい。同じく22日に事務局の2名と野崎委員と4名で、現地確認に行っていました。地図は5ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらは広い●, ●●●●㎡の中のほぼ●畝ほどの長方形の畑です。現地はブロッコリーの栽培、また、収穫が終わったような状況で、きれいに耕耘してあり、もう一度耕耘すれば、もう次の野菜が作付けできるような状態に、きれいになっておりました。〇〇さんは五日市ファーマーズの会員で、生産量も大変多いと思えます。何の問題もないと思えます。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江職務代理から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(嶋崎委員) ひとつ教えていただひて、いいですか?この地図の〇〇番の一部を借りるということですが、この〇〇番の白い部分は何かに使っているのですか?

(事務局次長) はい。一部鉄塔が建っていたりするのですが、白い部分も農地として使われているような状態です。△△さんのご親族を含め、ご使用されているような形で話は伺っております。

(嶋崎委員) ああ、そうですか。

(事務局次長) その場所についても、特段荒れているとか、そういったことは特にはないです。

(嶋崎委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・よろしいですか?

それでは、ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、令和3年あきる野市農業委員会2月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(小川委員) 質問いいですか？一番最初の収受116なのですが、土地の面積が●.●●m<sup>2</sup>となっているのですが、理由をちょっと教えてください。

(事務局次長) こちら宅地の地続きの部分で、敷地延長の形で宅地の一部になっている部分があったのですが、その地目がまだ畑の状態に残ってしまっていて、こちらを自宅と一体で使用する為、宅地に転用するという事で、後から出てきたような形です。残っていた●.●●m<sup>2</sup>だけ転用して地目を変える、という内容のご本人の申請によるものです。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にございますか？・・・よろしいですか？では、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、3月25日、木曜日、午後1時30分より、あきる野市役所5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後1時44分